

議案第9号

南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

津嘉山公園が、令和4年4月1日に一部供用開始することに伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

南風原町都市公園条例（平成2年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1兼城公園の項所在地の欄及び同表本部公園の項所在地の欄中「地」を削り、同表宮城公園の項所在地の欄、同表神里ふれあい公園の項所在地の欄、同表黄金森公園の項所在地の欄、同表花・水・緑の大回廊公園の項所在地の欄、同表山川桁下公園の項所在地の欄及び同表新川公園の項所在地の欄中「地の」を削り、同表ウガンヌ前公園の項所在地の欄中「地」を削り、同表に次のように加える。

津嘉山公園	近隣	南風原町字津嘉山1265番2
-------	----	----------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。